

松原市病児保育 利用案内

< 場 所 >

社会医療法人 阪南医療福祉センター阪南中央病院
病児保育室（病院2階小児科外来前）
松原市南新町3-3-28 TEL072-333-2100（代表）

<お問い合わせ先>

松原市福祉部子ども未来室子ども施設課
松原市阿保1-1-1 TEL072-334-1550（代表）

1. 病児保育の目的

子育てと就労支援の一環として、認可保育所（園）、もしくは認定こども園を利用している児童が病気などの「回復期に至らない場合」から、当面の症状の急変が認められない場合において、その児童の保育及び看護を行い、児童が心身ともに健やかな成長を図ることを目的としています。

2. 対象児童

本市内に居住し、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童

3. 利用の範囲

入院を必要としない程度で、集団保育が困難な子ども
ただし、急変の可能性が高い場合や感染性の強い疾患の場合はお預かりできないことがあります。
（たとえば、麻疹、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症など）

4. 定員

4名まで

5. 開室時間

午前8時から午後6時まで

6. 予約受付時間

利用日の前日 午前9時から午後5時まで
利用日の当日 午前8時から午前9時まで

7. 休室日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) その他、市長が開室できないと判断した日

8. 病児保育室利用の事前申込（毎年度必要です）

病児保育の利用を希望する場合は、事前に必要書類の提出が必要です。

（１）病児保育利用申込書の提出

松原市福祉部子ども未来室子ども施設課または各保育所（園）、認定こども園に利用申込書を提出してください。

※利用申込書については、子ども施設課または各保育所（園）、認定こども園または松原市ホームページから取得できます。

（２）利用承諾書兼サービス利用証（受給者証）の受理

子ども施設課において、提出書類の確認後、②利用承諾書兼サービス利用証（受給者証）（以下「利用証」という。）を発行します。受理した②利用証はお手元で大切に保管ください。

※各保育所（園）、認定こども園に①利用申込書を提出した場合は、病児保育利用届受付証を受理してください。②利用証が手元に届くまでは受付証での利用になります。

9. 病児保育室利用の手順

（１）事前予約

直接、阪南中央病院病児保育室へお電話にて空き状況を確認してください。

受付時間：利用日の前日の午前9時から午後5時まで

利用日の当日の午前8時から午前9時まで

（２）受診

かかりつけ医師等により受診し書類を提出、受理してください。

提出・受理書類：③病児保育意見書

※現在、コロナ禍のため、意見書のみによる入室を中止しています。

利用の際は、阪南中央病院にて検査（コロナ）⇒診察後の入室となります。

詳しくは、阪南中央病院病児保育室まで。

（３）利用日当日

事前に受理した書類を病児保育室に提示又は提出しご利用ください。

提示書類：②利用証（*受付証）

提出書類：③病児保育意見書

⑤投薬依頼書（*投薬が必要な場合）

⑥病状連絡票

⑦健康保険被保険者証（保険証）の写し

注 1）入室状況等によっては受け入れできない場合があります。

注 2）予約時に事前申込以後にかかった感染症や、子どもさんの症状等を伝えてください。

注 3）病児保育意見書については、文書料が必要となります。文書料は医療機関によって異なりますが、松原市医師会に加入している医療機関は一律500円です。

注 4）⑤投薬依頼書（*投薬が必要な場合）、⑥病状連絡票は病児保育室にあります。

10. 昼食

実費300円にて給食（離乳食も可）の提供が可能です。入室時に申し出てください。

ただし、アレルギー除去食の対応はできないため、弁当の持参をお願いします。

1 1. 利用料（各日、入室時にお支払いください。）

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 生活保護世帯 | 0円 |
| (2) 市民税非課税世帯 | 500円 |
| (3) 上記(1)(2)以外の世帯 | 2,000円 |
- （時間数等による料金設定はありません。）
- (4) 飲食費については実費
（その他利用期間中に要した児童の医療費等、別途費用が必要な場合があります。）

1 2. 利用時に必要な持ち物

乳児（0～2歳）	幼児（3～5歳）
○ミルク、哺乳瓶（必要児のみ） ○着替え上下3組、下着 （フード付き、ジーパンは避けて下さい） ○紙おむつ5～6枚、おしりふき ○エプロン1枚、おしぼりタオル2枚 ○ポリ袋（汚れ物入れ）2枚 ○薬（病児保育意見書によるもの） ○バスタオル1枚 ○はし、スプーン、コップ	○着替え 上下2組、下着 （フード付き、ジーパンは避けて下さい） ○手拭タオル1枚 ○ポリ袋（汚れ物入れ）2枚 ○薬（病児保育意見書によるもの） ○バスタオル1枚 ○はし、スプーン、コップ

必要な方は、お気に入りのおもちゃや小物（タオルやにぎにぎ等）、おやつなども持参可能です。

1 3. その他

予約の取り消しや、入室が遅れる場合は速やかに病児保育室へ連絡してください。

（参考）

病児保育室利用に係る書類等一覧表

書 類 名	配布場所	提出の時期	提 出 先
①病児保育利用申込書	保育所等（※） 又は子ども施設課	事前	保育所等 又は子ども施設課
②病児保育利用承諾書 兼サービス利用証（受給者証）	保育所等 又は子ども施設課	事前	保育所等 又は子ども施設課
		利用時	病児保育室
③病児保育意見書	保育所等 又は子ども施設課	事前	かかりつけ医等
		利用時	病児保育室
⑤投薬依頼書	病児保育室	利用時	病児保育室
⑥病状連絡票	病児保育室	利用時	病児保育室
⑦健康保険被保険者証の写し		利用時	病児保育室

※保育所等…保育所（園）、認定こども園

※上記様式は松原市ホームページ上に掲載しています。⇒

